

## 松山市若年者正社員化支援事業【正規雇用奨励金の支給】

### 1. 目的

松山市若年者職業訓練奨励金制度の認定を受けた者（訓練奨励金認定者）を正規雇用として雇い入れた事業所を対象に雇用の奨励金を支給する制度である。訓練終了者を新たに正社員として雇用する事業所に対し奨励金を支給することにより、若年者の正規雇用の促進を図る。

※「正規雇用」とは、労働契約期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が雇用される事業所における通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇用することを言う。

### 2. 正規雇用奨励金支給の対象（事業所）

- (1) 雇用保険事業の適用を受ける事業所
- (2) 雇入れの日以後6箇月以上継続して訓練奨励金認定者を正規雇用する事業所
- (3) 次の要件を全て満たす訓練奨励金認定者を雇用する事業所
  - ア 平成24年4月1日以後に訓練奨励金認定者となった者。
  - イ 公共職業訓練修了日（就職等の正当な理由により当該訓練を行う施設を退所した者にあっては、退所の日）から3年を経過していない者。
  - ウ 雇入れの日において市内に在住している者。
- (4) 市から同様の趣旨の奨励金、補助金等を受給していない事業所

### 3. 正規雇用奨励金の金額

支給額は、雇い入れした日から6ヶ月間に雇用継続されていれば15万円、さらに6ヶ月継続されていれば15万円支給（1年間雇用継続すれば合計30万円支給）。

## 松山市若年者正社員化支援事業【職業訓練奨励金の支給】

### 1. 目的

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛職業訓練支援センターが実施する公共職業訓練講座を受講する方を対象に松山市が訓練中の奨励金を支給する制度です。若年者の職業能力の開発・向上を促進し、正社員化への移行を図る。

### 2. 訓練奨励金の対象者

- (1) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 10 条に定める失業等給付の受給資格がない方
- (2) 訓練開始時に 40 歳未満の方
- (3) 年収（金銭・物品などの 1 年間の総収入金額をいう。）が 200 万円以下の方  
ただし、非正規労働者の派遣雇止めや世帯状況等市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではありませんので、その場合は松山市までご相談ください。
- (4) 訓練の申込み時から引き続き松山市内に在住している方
- (5) 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でない方
- (6) 児童扶養手当受給資格者でない方
- (7) 国や県等から同様の趣旨の奨励金、補助金等を受給していない方

### 3. 訓練奨励金の対象となる訓練

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛職業訓練支援センターが行うアビリティコース（施設内訓練）が主に対象となります。具体的には、住宅リフォーム技術科、電気・通信施工技術科、機械加工技術科などがあります。

### 4. 訓練奨励金の額

訓練を受けた日数に応じて、日額 3,930 円を月ごとに支給します。

# 松山市資格取得等支援事業

## 1. 目的

資格取得または職業能力の開発及び向上のために厚生労働大臣指定教育訓練講座（通学のみ）を受講・修了した者を対象に訓練講座に係る費用の一部を助成金として支給する制度である。資格取得並びに職業能力の開発及び向上のために教育訓練講座を受講し、修了した求職者等を対象に助成金を支給することにより雇用の促進を図る。

## 2. 資格取得等助成金支給の対象者

- (1) 対象講座を修了した者。
- (2) 対象講座の受講開始時において、雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金の受給資格を有していない者。
- (3) 助成金の申請の時から対象講座修了時までの間において、継続して市内に在住している者。
- (4) 助成金の申請の時に、公共職業安定所に求職登録をしている者。
- (5) 助成金の申請の時に、現に就職せず、かつ、仕事があればすぐに就職できる者又は現に就職しており転職を希望している者。
- (6) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていない者。

## 3. 助成の対象となる講座

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練に係る通学制の講座

## 4. 資格取得等助成金の金額

助成金の額は、対象講座の受講のために負担した入学金及び受講料の額の20パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の金額です。ただし10万円を限度。